

Topic 1

「小野町新庁舎建設基本設計」に基づいた、新庁舎の
その概要をお知らせします。

具体的な構造や詳細な設計・仕上げを盛り込んだ実施設計がまとまりましたので、

設計方針

新庁舎整備の基本理念

町民の安全・安心の拠点となり持続可能な行政サービスを提供する庁舎

- ①防災拠点として機能的で強い庁舎
- ②山に抱かれた美しい丘陵地にふさわしい小野町の象徴となる庁舎
- ③多様な利用を可能にする庁舎
- ④町民の生活をサポートできるかたちをもつ庁舎

4つの機能を統合した複合施設

- ・行政機能
- ・保健センター機能
- ・防災拠点機能
- ・地域コミュニティ施設機能

建物概要

項 目	内 容
所 在 地	小野町大字小野新町字美売32番地
敷 地 面 積	9,899.56㎡
延 床 面 積	2,975.01㎡(庁舎)
構 造	木造+鉄筋コンクリート造2階建て(耐震構造)
ZEBランク	ZEB Ready(省エネで50%以上削減)
昇 降 機	乗用エレベーター11人乗り1台
その他施設	倉庫、車庫、駐輪場
事 業 費	2,728,000千円(継続費)※

※事業費には、庁舎建設工事費のほか、工事監理業務委託料を含みます。

今後のスケジュール(予定)

令和10年度の新庁舎開庁に向け、工事発注や工事契約の議決など必要な手続きを行い、事業を進めます。



※実施設計の概要は、町公式ウェブサイトでも閲覧できます。

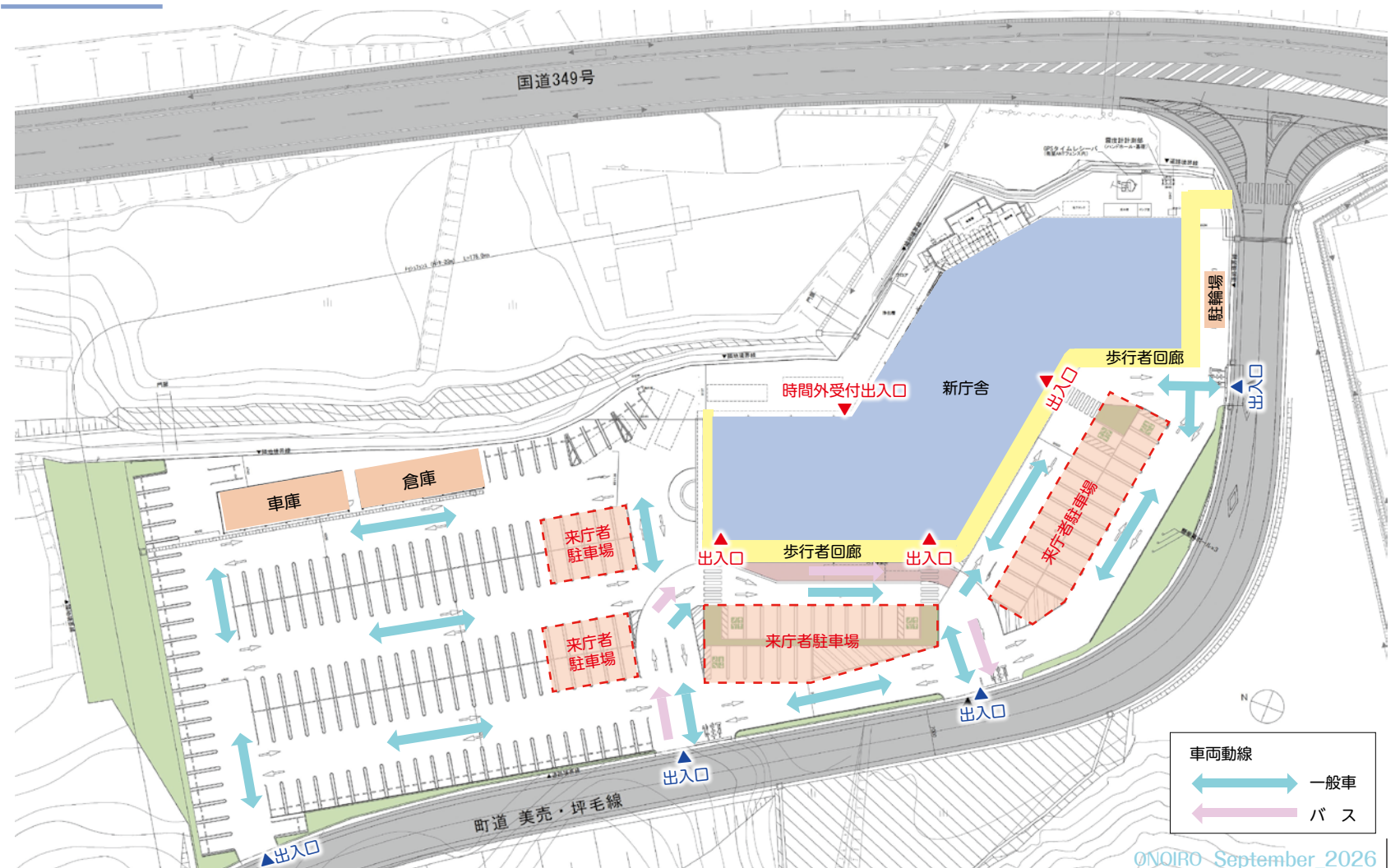
📍新庁舎整備室 ☎72-6937



模型写真



配置計画

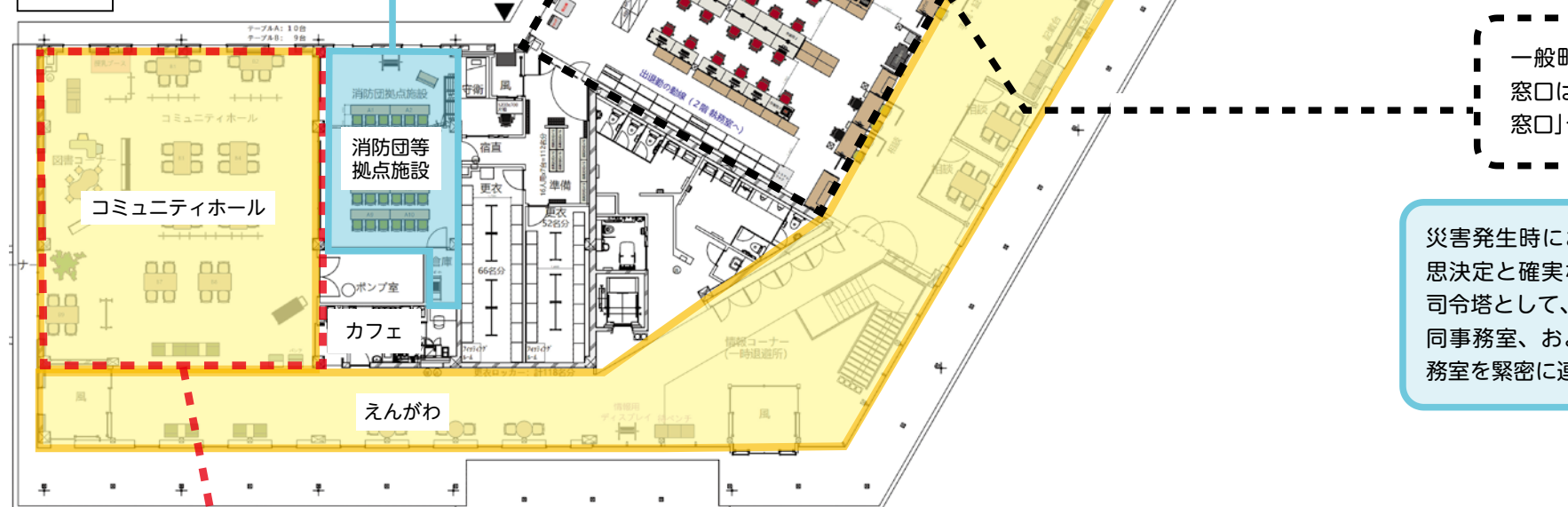


【保健センター】

保健・福祉・子育て支援の各機能を一体的に整備し、乳幼児健診・各種相談業務などを行うエリア
多目的スペースと近接させることで、乳幼児を連れた来庁者への迅速な対応が可能

コミュニティホールの隣接に配置し、平時は自主防災会や消防団の研修・訓練が可能なスペースとして整備

1階



【コミュニティホール】

来庁者、ホール利用者が立ち寄りやすい位置とし、可動式家具を積極的に採用することで、図書閲覧、カフェ利用、談話、路線バス待合スペースなどさまざまな用途に応じた柔軟な空間構成を可能とするエリア
期日前投票や確定申告、町民イベントなどにも対応可能な拡張性を有し、多目的な住民交流の拠点として整備
「一時待避所」および「災害応急対策拠点」の役割を担うエリア



1階コミュニティホールのイメージ

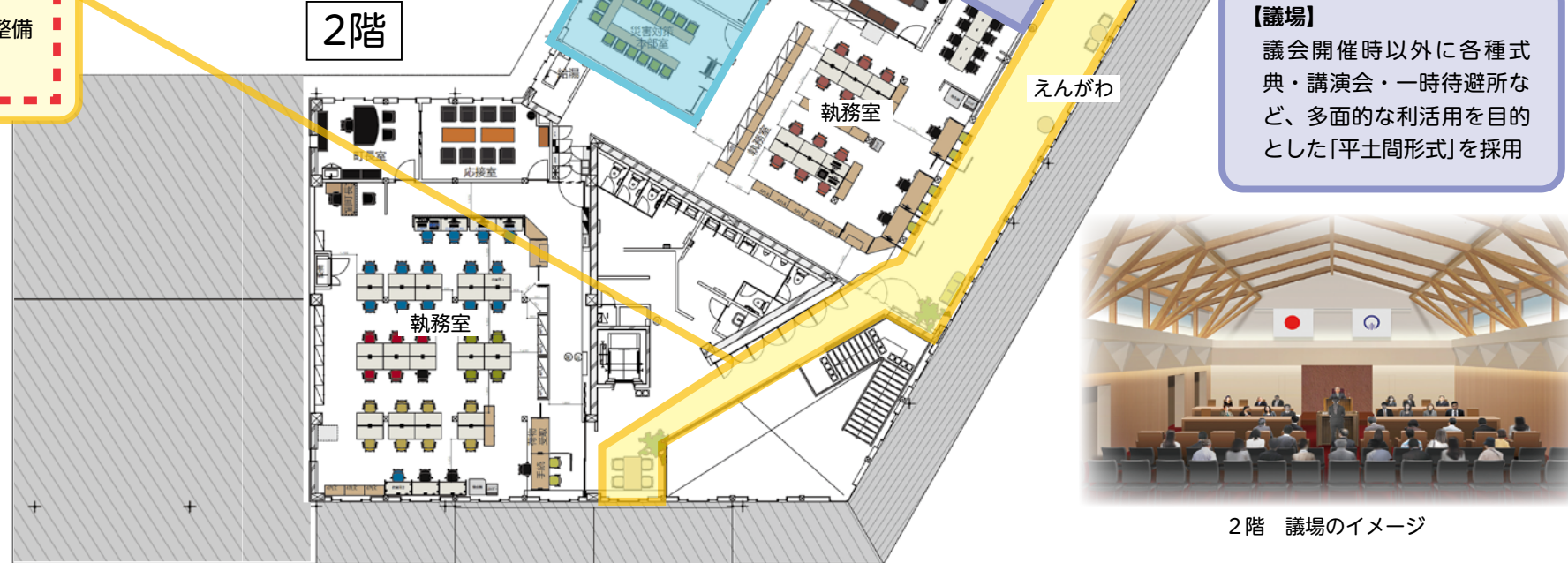


1階 執務室、えんがわのイメージ

一般市民の利用が多い担当課を中央棟1階に配置し、窓口は「案内」「支払」「手続」「相談」と区分し、「書かない窓口」や「ワンストップサービス」を可能とした動線計画

災害発生時において、迅速な意思決定と確実な情報集約を担う司令塔として、災害対策本部室、同事務室、および支援職員用執務室を緊密に連携させた配置

2階



2階 議場のイメージ

全体面積を確保しながら人数要件を変化させられるようにスライディングウォール(移動間仕切り)を採用し、面積効率化を図るために2階議会諸室を庁舎会議室として利用

【議場】

議会開催時以外に各種式典・講演会・一時待避所など、多面的な利活用を目的とした「平土間形式」を採用

カスタマーハラスメント対策基本方針を策定しました！

令和8年10月、「改正労働施策総合推進法」が施行されます。これは、事業主にカスタマーハラスメント(通称 カスハラ)の防止措置を義務付ける法律であり、地方公共団体についても社会通念上、カスハラへの対策が求められます。このことから、町では「小野町カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定しました。

不当なカスハラ行為は、職員の心身への健康を損なうだけでなく、職場環境の悪化につながり、結果的に、町民の皆さんに本来提供されるべき適正な行政サービスの低下を招きます。

このため職員の人権と適正な就業環境を守るため、カスハラ行為に対しては、複数人での対応ややり取りを詳細に記録するなどの対応を徹底し、悪質と判断する場合は警察への通報や弁護士への相談、法的措置などの手段を用いるなど、組織として毅然と対応します。

カスハラへの基本的な対策として町では 下記の取り組みを行います。

- (1)カスハラ防止に関する情報の周知啓発
- (2)カスハラ相談窓口の設置、体制整備
- (3)カスハラに関する知識や対応方法などの研修実施
- (4)録音などによる事実の詳細な記録
- (5)警察・弁護士などとの連携
- (6)職員の名札表記の簡素化(名字のみの表示)

【カスハラの対象となる例】

- ・殴る、蹴るなどの暴行をする
- ・一定時間を超えて長時間の電話、拘束、居座り
- ・怒鳴り声や暴言を執拗に浴びせる
- ・優位な立場にあることを利用した暴言、特別扱いの要求
- ・根拠のない謝罪の要求 など



☎総務課 ☎72-2111

町では、町民の皆さんの声に寄り添って、いただいたご意見・ご要望を真摯に受け止めて対応します。行政サービスを担う職員とサービスを楽しむ町民の皆さんが相互に理解を深めることで、良好な就労環境を作り上げるとともに、より質の高い行政サービスを提供できるよう努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

10月20日から社会生活基本調査が始まります！

総務省統計局(福島県)では、10月20日から社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

調査の目的は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることとしています。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約95,400世帯(10歳以上の世帯員約194,000人)です。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。



☎企画政策課 ☎72-6939

「発酵のまちづくり」作業部会レポート ～作業部会の「いま」をお届けします～

町では、「産業の振興」と「発酵食品による健康づくり」を目的とした「発酵のまちづくり」を推進しており、小野町6次化・発酵のまちづくり推進協議会が設立されています。

協議会の中には、発酵に関心のある町民の皆さんで構成された「味噌」「日本酒」「乳製品」の3つの作業部会があり、それぞれが発酵のまちづくり推進に取り組んでいます。

今回は、各作業部会のこれまでの取り組みと、今後の取り組みについてお届けします。

【味噌部会】

○これまでの取り組み

町内産の大豆・米を使用した味噌づくりを行いながら、おいしい味噌の研究を重ねてきました。昨年度は、町のイベントで味噌玉づくり体験ブースや、まんがこ汁の振る舞いを行ったほか、小野町70周年記念式典では試作味噌をパッケージ化して来賓の皆さんに配布することができました。

○今後の取り組み

今年も5月末に、町内産大豆を使用し108kg(味噌たる約2つ分)の味噌を仕込みました。この味噌は、各種イベントでの活用など、味噌文化の普及啓発に生かしていく予定です。またさまざまな糀を使った味噌の試作や、味噌づくりの先進事例の研究など、味噌の商品化に向けた取り組みを進めていきます。



【日本酒部会】

○これまでの取り組み

部会員が栽培した町内産酒米「福乃香」を100%使用して醸造された日本酒「東堂山勝馬」を令和4年から販売しています。今年も3月中旬から四合瓶1,500本、さらに新たな取り組みとして一升瓶を限定300本製造・販売し、町民の皆さんをはじめ広くご愛飲いただいています。また昨年からの町民のふるさと納税返礼品として新たに取り扱いが開始されました。

○今後の取り組み

今年度も部会員2人が酒米の生産に取り組んでおり、順調な生育を見せています。今後も引き続き「東堂山勝馬」の販路拡大に努めつつ、町内産の酒米を活用した甘酒の製作にも取り組んでいく予定です。



【乳製品部会】

○これまでの取り組み

乳製品の基礎知識を学びながら、商品化に向けてモッツアレラチーズやクリームチーズの試作に取り組みました。また令和5年からは公民館事業の「夏休みいろいろ体験くらぶ」と連携し、小学生とその保護者を対象にモッツアレラチーズ作り体験を実施しています。

○今後の取り組み

今年もモッツアレラチーズ作り体験を行い、6組12人の方に参加いただきました。町内でとれた生乳を使ったチーズ作りを通して、発酵の力を体験していただくことができました。今後も、町の特産品になる商品の開発を目指し、町内農産物を活用したおいしいチーズの試作に取り組めます。



令和8年新卒者対象「ふるさと新卒者就労応援金」の登録申請期限は9月30日！

町の将来を担う新卒者を応援する小野町ふるさと新卒者就労応援金交付事業の交付対象者登録の受け付けを行っています。

今年の登録申請受付の対象者は令和8年3月に学校を卒業し、以下の交付要件をすべて満たす方となります。

○交付要件

- ・小野町内に本社または事業所、工場等を有する企業等(民間企業、NPO、社会福祉法人、農業法人など)に正規雇用されていること。
- ・正規雇用された時点において小野町に住民登録されている新卒者または福島県立小野高等学校の新卒者であること。
- ・市町村税の滞納がないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む企業などに雇用されていないこと。

○交付内容

就労から1年経過後に5万円分、2年経過後に10万円分、3年経過後に15万円分の町内で使用可能な商品券を交付します。

○登録申請受付期限

9月30日(水)

※登録申請書などについては、町公式ウェブサイトからダウンロードするか、企画政策課までお問い合わせください。

☎企画政策課 ☎72-6939

生活保護費等の追加給付について

～過去に生活保護を受けていた方へ～

最高裁判決を踏まえ、対象となる方に生活保護費などの追加給付が行われます。

平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受けていた方は、対象となる場合があります。

現在、生活保護を受けていない方は、原則として申し出が必要となります。

・申出受付期限

令和9年7月31日(金)

※福島県内の町村で生活保護を受けていた方の申し出先は福島県です。申出書や記載例は、福島県ウェブサイトおよび役場窓口で入手できます。

※追加給付額は一律ではなく、生活保護を受けていた期間や当時の世帯状況などにより異なります。

☎最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

☎0120-179-445(通話無料) 受付時間 平日午前9時から午後3時まで

※令和8年10月までは、土曜日、日曜日および祝日も開設

詳しくは、福島県ウェブサイト「福島県 生活保護 追加給付」と検索してください。

国民年金コーナー

全国の日本年金機構の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きなどについて予約相談を行っています。予約相談をすることで、ご都合にあわせスムーズに相談することができます。

また「予約相談」希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。

お申し込みの際は、ご自分の基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約受付電話(☎0570-05-4890)またはお近くの年金事務所へ電話などでお申し込みください。

予約相談実施時間帯

月曜日から金曜日まで(午前8時30分から午後5時15分まで)

相談時間にお電話が難しい方は24時間対応の「ねんきんネット」相談チャットやオンライン文書相談も行っていますので、ぜひご活用ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

詳しくは
「ねんきんネット」
で検索



「ねんきんネット」
QRコード

第23回福島県知事選挙について

任期満了(令和8年11月11日)に伴う第23回福島県知事選挙が実施されます。棄権しないで投票しましょう。

(1)選挙の日程

■告示日: 10月8日(木)

■投票日時: 10月25日(日)

午前7時から午後6時まで

※投票時間(閉鎖時刻)が変わりますので
ご注意ください。

■投票所: 町内8カ所

(2)期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない方は、期日前投票ができます。

■期間 10月9日(金)から10月24日(土)まで

■時間 午前8時30分から午後8時まで

■場所 役場分庁舎

投票区名	投票所名	対象地区
小野新町第1	小野町多目的研修集会施設	荒町、中通、平館、谷津作、皮籠石、塩庭一区
小野新町第2	小野町役場分庁舎	本町、横町、仲町、反町、大八
小野新町第3	小野赤沼多目的集会施設	小野赤沼、菖蒲谷、雁股田
飯豊第1	飯豊下多目的集会施設(変更)	飯豊上、飯豊中、飯豊下、吉野辺
飯豊第2	浮金集落センター	浮金
飯豊第3	小戸神集落センター	小戸神、小野山神
夏井第1	夏井多目的集会施設	夏井、南田原井、湯沢
夏井第2	上羽出庭地区農村研修センター	塩庭二区、上羽出庭、和名田

※飯豊第1投票区の投票所が変わりますのでご注意ください。

(3)不在者投票

指定病院などに入院(入所)されている方、仕事などで投票区の区域外に滞在している方、選挙期日に満18歳を迎える方で選挙期日前に投票を行おうとする方については、不在者投票ができます。

※不在者投票の申請は告示日前でも手続きが可能ですので、利用される方はお早めにお手続きをお願いします。

(4)その他

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、今回の選挙から「投票所入場券」の様式が変更されます。

なお入場券の送付方法などに変更はありません。

☎小野町選挙管理委員会事務局(総務課内)

☎72-2111

小野新町駅前送迎スペースをご利用の皆さんへ

夕方の送迎時間帯は、駅前送迎スペースが大変混雑します。

混雑の緩和と皆さんが安全に利用するために、次の点についてご協力ください。

①前の車が移動したら、後続車も前へ進みましょう。

少し前へ詰めることで、多くの車を利用できます。

②乗り降りが終わったら、速やかに出発しましょう。

長時間の停車や待機はご遠慮ください。

③待機場所を分散しましょう。

送迎まで時間がある場合は、駅前無料駐車場をご利用ください。

④送迎時間をずらしましょう。

少し時間をずらすだけでも、混雑の緩和につながります。

⑤歩行者や自転車にも配慮し、安全運転を心がけましょう。



☎企画政策課 ☎72-6939

小野町権利擁護センターからのお知らせ

わたしの思いを伝えるエンディングノート ～おのまちわたしノート～

人生の最期まで自分らしくいきいきと過ごすために、家族や大切な人に自分の気持ちや思いを記しておく「おのまちわたしノート」を作成しました。

このノートがきっかけとなり、今後の人生について考え、周りの人と話し合うきっかけにいただければと思います。

【配布場所】

- ・役場(健康福祉課) ・地域包括支援センター
- ・小野町社会福祉協議会

また町公式ウェブサイトに掲載していますので、ダウンロードすることも可能です。



「エンディングノート」とは？

自分自身に何かあったときに備えて、ご家族がさまざまな判断や手続きを進める際に、自分の思いや財産情報、介護、葬儀の希望などを書き残しておくノートです。またこれまでの人生を振り返りながら、これからの人生を考えるきっかけにもなります。

どんなことを書くの？

どんなことを書くの？

- ・わたしのこと
基本情報、思い出、趣味・特技
これからのわたし、健康状態
 - ・もしものこと
病気や介護が必要となったときの希望
 - ・家族、親族、大切な人のこと
 - ・財産について
 - ・伝えたいメッセージ など
- ※法的効力はありません。

☎小野町権利擁護センター(小野町社会福祉協議会内)
☎72-6866

小野町地域包括支援センターからのお知らせ

【介護現場のハラスメントについて】

近年、介護現場において、利用者や家族などからの介護職員に対するハラスメントが増加傾向にあり、深刻化しています。

次のような行為は、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、利用者へのサービス提供にも支障をきたす恐れがあります。

○身体的暴力

ものを投げつける、唾を吐く、叩く、蹴る、
つねる など

○セクシュアルハラスメント

必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、あからさまに性的な話をする など

○精神的暴力

怒鳴る、理不尽なサービスを要求する、過度な謝罪を強要する など

※認知症などの病気または障がいの症状としてあらわれる問題行動は、医療的なケアが必要になります。利用者や家族と事業者の信頼関係があってこそ、よりよいサービスにつながります。介護職員が安全・安心に働ける環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

地域包括支援センターは、地域の高齢者を総合的に支援する窓口で、介護保険や認知症に関する相談を随時受け付けていますので、不安なことがある場合はいつでもご相談ください。

☎小野町地域包括支援センター ☎72-2128

おのまちごみ減量大作戦！

～資源とごみの分別について、よくあるご質問をご紹介します～

Q. びんの色が無色びん、茶色びん、その他のびんの、どの区分で出してよいか分からない場合は、どうすればよいですか？

A. 色の判断ができない場合は、「その他のびん」で出してください。

Q. 新聞販売店からもらえる新聞紙用の袋は、収集のときに使ってもよいのですか？

A. 使用していただいて構いませんが、ひもで束ねる必要があります。なお販売店で配布する紙袋以外の袋を使用しているときは収集しませんのでご注意ください。

Q. 新聞のチラシは、新聞紙と一緒に出してよいのですか？

A. 一緒に出していただいて構いません。

Q. 段ボールについている宅配便などの伝票やガムテープはどうするのですか？

A. 宅配便の伝票やガムテープは、段ボールリサイクルの妨げとなりますので、はがして段ボールとは別に「もやせるごみ」として出してください。

Q. お酒などの紙パックはアルミフィルムが貼ってありますが、「資源ごみ」として出してよいのですか？

A. アルミフィルムが貼ってある紙パックは、「もやせるごみ」として出してください。

Q. なぜ、紙類は「新聞」「雑誌」「段ボール」「ボール紙」「紙パック」のように細かく分別するのですか？

A. リサイクルの工程や用途が異なるためです。

Q. ペットボトルの口の部分に残るキャップの一部は、外したほうがよいのですか？

A. そのまま出していただいて構いません。ただし栄養ドリンク剤などの「アルミキャップ」やその一部は取り除いて出してください。

Q. 緑色のペットボトルも「ペットボトル」として出してよいのですか？

A. 容器に三角形の記号で「ペット1」と表示されているものは出すことができます。

Q. 白地に模様が入ったトレイは「白色トレイ」として出してよいのですか？

A. 「白色トレイ」としてリサイクルできるのは「白色」のものに限りますので、色の付いたトレイは「もやせるごみ」として出してください。

Q. 納豆の容器は、「白色トレイ」に該当しないのですか？

A. 納豆は汚れが落ちにくいので、「もやせるごみ」として出してください。

「資源とごみ分別の手引き」を次の場所
で配布しています。

(英語・ベトナム語版もあります。)

- ・役場窓口
- ・多目的研修集会施設
- ・子育て支援課
- ・ふるさと文化の館
- ・町民体育館

資源とごみの分け方についての詳細な情報は町公式
ウェブサイトでもご覧になれます。

小野町 ごみの出し方



☎町民生活課 ☎72-6933

当 番 医

休日当番医

月日	当番医	所在地	電話番号
9月 20日⑩	さとう耳鼻咽喉科クリニック	田村市船引町	81-1333
21日㊟	都路診療所	田村市都路町	75-2003
22日㊟	たむら市民病院	田村市船引町	82-1117
23日㊟	公立小野町地方総合病院	小 野 町	72-3181
27日⑩	清水医院	田村市船引町	82-3535
10月 4日⑩	のざわ内科クリニック	三 春 町	61-1500
11日⑩	白岩医院	田村市常葉町	77-2036
12日㊟	南東北病院滝根診療所	田村市滝根町	78-2442

休日当番薬局

月日	当番薬局	所在地	電話番号
9月 20日⑩	げんじろう調剤薬局船引店	田村市船引町	81-1555
22日㊟	共創未来船引薬局	田村市船引町	81-1522
27日⑩	アイランド薬局船引店	田村市船引町	81-1189
10月 4日⑩	ルビー調剤薬局	三 春 町	62-4848
11日⑩	さくら薬局田村常葉店	田村市常葉町	73-8871
12日㊟	オリオン薬局	田村市滝根町	68-1455

●休日当番医を受診する場合は、必ず事前に電話確認のうえ、受診してください。

*医療機関・薬局情報検索は

「医療情報ネット」もご利用ください。



救急電話相談

- ◆受付時間
24時間(年中無休)
- ◆電話番号
〈短縮ダイヤル〉☎#7119
〈一般ダイヤル〉☎024-524-3020



こども救急電話相談

- ◆受付時間
午後6時から翌朝8時まで(年中無休)
- ◆電話番号
〈短縮ダイヤル〉☎#8000
〈一般ダイヤル〉☎024-521-3790

ふるさと文化の館 「百花繚乱押し花展」のご案内

町内で押し花の活動をされている村上清美さんの作品約80点を展示します。ぜひご覧ください。

- 日時
9月19日⑤から9月27日⑩まで
午前9時30分から午後5時まで
- 会場
ふるさと文化の館・美術館
- 休館日
9月24日㊟
- 入場料
無料



押し花作品を見に来てね！

問ふるさと文化の館 ☎ 72-2120

「令和9年 二十歳の集い」 開催します！

二十歳の皆さんの式典へのご出席をお待ちしています。

- 日時
令和9年1月10日⑩ 午前10時30分から
- 会場
多目的研修集会施設大ホール
(大字小野新町字中通2)
- 対象
 - ・平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの方
 - ・町内にお住まいの方、または出身の方
 - ・町外にお住まいの方で小野中学校を卒業した方
- その他
 - ・町内に住民登録をしている方(9月1日現在)には、10月中にご案内を送りする予定です。
 - ・町外に転出した方には転出先の住所にお送りします。(複数回転居した方には案内が届かない場合があります。)
 - ・案内が届かない方で出席を希望する方は、下記までお問い合わせください。

問公民館 ☎ 72-2125

公立小野町地方総合病院からのお知らせ

年のせいとあきらめていた身体や心の衰えは、予防できます！

当院では管理栄養士が一人ひとりに寄り添った食事指導、栄養指導を行っています。毎日の食事について一緒に考えていきますので、お気軽にお声掛けください。

■要介護になる前の予防・改善とは

私たちは、加齢とともに体や心のはたらき、社会的つながりが弱くなった状態＝虚弱状態(フレイル)になっていきます。今、何もしなければ介護が必要になる可能性が高い状態であっても、予防や改善が出来ますので、早めに気付いて、早めに取り組むことが大切です。

○自分の状態を確認してみましょう

診断チェックシート	
☐	6カ月間で、意図せず体重が2 kg以上減った
☐	ペットボトルのふたが開けにくくなった
☐	わけもなく疲れたような感じがする
☐	横断歩道を青信号の間に渡りきることが難しくなった (歩いて、1秒間に1メートル進まない速さ)
☐	ウォーキングなどの軽い運動や体操を週に1回もしていない

○1つでも当てはまる場合
→元気なうちから予防しましょう！

○3つ以上当てはまる場合
→予防・改善が必要です！

○予防・改善のポイント

- 1・栄養(食事の改善)
- 2・身体活動(ウォーキング・ストレッチなど)
- 3・社会参加(趣味・ボランティア・就労など)

低栄養を予防しましょう！

低栄養にならないために！食事のとり方のポイント☆

- ①3食しっかりととりましょう
- ②1日2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせ食べてみましょう
- ③いろいろな食品を食べましょう

厚生労働省：食事基準を活用した高齢者のフレイル予防事業から引用

院内では、毎月「いきいき♪こまちカフェ」を開催しており、医療専門職が「ミニミニ健康講座」でさまざまなテーマで情報発信をしています。

参加は無料ですので、お気軽にお立ち寄りください。

問公立小野町地方総合病院 ☎72-3181

開催日は病院公式ウェブサイトにてお知らせしています。



おくやみ申し上げます

(敬称略)

届出月	氏 名	年齢	行政区
6月	遠藤一次郎	84	中 通
	二瓶カツヨ	89	上羽出庭
7月	緑川 和芳	77	仲 町
	先崎 邦安	84	谷津作
	生天目ウメヨ	94	浮 金
	西牧 光子	92	小野山神

町の人口・世帯数(令和8年8月1日現在)

人口	男	4,071人(7人)
	女	4,036人(9人)
	計	8,107人(16人)
世帯数		3,337世帯(13世帯)

※()内は前月比

町税等納期のご案内

納期限 **9月30日**※

国民健康保険税 3期
介護保険料 3期
後期高齢者医療保険料 2期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。

町では口座振替での納付を推進しています

口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度です。ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法の詳細については、税務課へお問い合わせください。

※コンビニエンスストアでも納付できます。ただし1枚あたりの金額が30万円を超える納付書や、納期限後30日を経過した納付書は使用できません。

※国民健康保険税は、地方税共同機構が運用する「地方税お支払いサイト(9月24日からeLお支払サイトに名称変更予定)」からクレジットカード納付や「eL-QR」(QRコード)によるスマートフォン決済アプリで税金が納付できます。お支払い方法の詳細については、「地方税お支払いサイト」をご覧ください。(地方税お支払いサイトで検索をしていただくか、下記のQRコードを読み込んでください。なおeLTAX更改に伴い、9月19日④午前0時から9月24日⑥午前8時30分まで(予定)は電子納付などの手続きができないため、ご注意ください。



(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

税務課 ☎72-6932



食品などの放射能測定結果

町で実施している非破壊式測定器による検査結果(7月分)をお知らせします。

非破壊式測定器による測定結果

区分	検体数	検体名	測定結果 (Bq/kg)
基準値を超えたもの	0	—	—
基準値未満 または 検出限界値 以下のもの	5	井戸水、引水	

※測定結果の値は、セシウム134およびセシウム137の合計値です。

食品中の放射性物質(セシウム)の基準値

飲料水	…	10Bq/kg
牛乳・乳幼児食品	…	50Bq/kg
一般食品	…	100Bq/kg

検査を希望される方へのお願い

- ①検体を持参するときは、土やごみなどの汚れはきれいに洗い流し、すぐに調理できる状態にしてください。
- ②検体は必ず1キログラム持参してください。量が少ないと正確な値が出ない場合があります。

健康福祉課 ☎72-6934



上水道水質検査結果

8月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0 CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	10mg/l
有機物(TOC)	3mg/l以下	1.2mg/l
PH値	5.8～8.6	6.9
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.7度
濁度	2度以下	0.1度未満

地域整備課 ☎72-6936

各種健診・教室などの日程

内 容			日 時		場 所	申し込み・問い合わせ先
乳幼児健診	4カ月児健診	令和8年5月20日から7月28日生まれのお子さんが対象です。	10月28日⑥	受付 13:00～13:15	こども家庭センター キッズルーム (子育て支援課)	子育て支援課 ☎72-2212
	10カ月児健診	令和7年11・12月生まれのお子さんが対象です。				
	1歳6カ月児健診	令和7年1月から4月生まれのお子さんが対象です。	10月5日⑨			
親子の教室	育児教室	生後1カ月から2カ月までのお子さんとその親を対象とした教室です。対象者には保健師から案内します。	10月27日⑦	受付 9:45～10:00	児童館 キラッと☆おの	
	すくすく発達教室	発育や発達の相談、親子遊びや保護者の交流の場として開催します。	9月18日⑤ 10月16日⑤	※要申し込み		
	わくわくタイム	親子の運動遊びや交流のための教室です。	9月30日⑥ 10月7日⑥ 28日⑥	受付 9:45～10:00 ※要申し込み		
	親子ふれあい教室	就学前のお子さんとその家族の遊びの教室です。	9月17日⑥ 24日⑥ 10月1日⑥ 15日⑥			
	ママのリフレッシュ教室	産前・産後・子育て中のお母さんを対象に体操教室などを実施します。	10月19日⑨	受付 10:15～10:30 ※要申し込み		
健康づくり	夜間ヘルスアップ運動教室	運動不足解消を目的としたストレッチや有酸素運動を行います。	9月17日⑥ 10月8日⑥ 15日⑥ 22日⑥	19:00～20:30 ※要申し込み	B&G海洋センター	健康福祉課 ☎72-6934
	フィットネスクラブ	ヨガなどを中心とした運動を行います。	9月24日⑥ 10月29日⑥			
	ヘルスアップ運動教室	60歳以上を対象に介護予防を目的とした運動を行います。	9月11日⑤ 18日⑤ 25日⑤ 10月2日⑤ 8日⑥ 16日⑤	10:00～11:30 ※要申し込み		

広告募集

社会福祉法人 田村福祉会
交流会・職場説明会のお知らせ
(9月27日・10月25日)

採用に関する詳しい内容は、ホームページをご覧ください。▶▶▶
ご連絡お待ちしております。

社会福祉法人田村福祉会
〒963-7752 田村郡三春町字六升蔭68 ☎0247-61-2761



広告欄

地域の安全を守るため

ご自宅周辺に残る「使われていない通信線」の確認・整理にご協力ください

小野町とNTT東日本株式会社は、令和6年8月15日に「災害時等における相互協力に関する基本協定」を締結し、地域の防災力向上に努めています。

このたび、NTT東日本株式会社では災害時の安全性向上への取り組みとして、現在使用されていない通信引込線の撤去を順次進めています。

詳細については下記をご覧ください。

目的

01 災害時の安全性向上

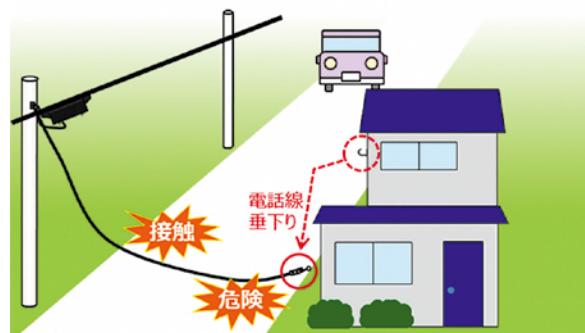
台風・強風・豪雪・地震などによる、不要な線の垂れ下がりや落下リスクを減らします。

02 避難・通行支障を防止

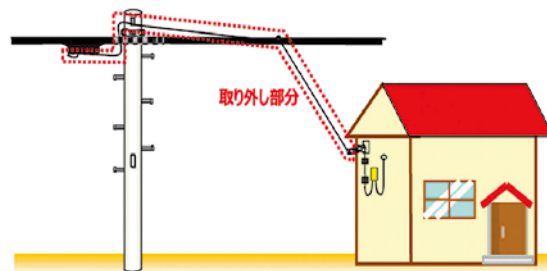
道路・歩道・敷地周辺での通行や避難の妨げを未然に防ぎます。

03 景観・設備被害の予防

建物外壁への接触や設備破損を防ぎ、街並みの整理にもつながります。



【作業区間】



撤去の対象となる例

- ☒ 以前利用していた固定電話・通信サービスの引込線が残っている場合
- ☒ 建物や敷地付近に不要と思われる通信線が残っている場合
- ☒ 垂れ下がりや通行支障のおそれがある場合

現地調査へのご理解・ご協力のお願い

ご自宅の使っていない通信線がございましたら専用WEBサイトへご申告をお願いします。

https://web113.ntt-east.co.jp/safety_report_web/zanchi/Reporter

NTT東日本グループ社員が地域調査のため訪問させていただきます
お客様敷地内へは社員証を提示した上で、入らせていただきます。



作業にあたってのご案内

- ☒ 本工事に伴うお客さまの費用負担はありません
- ☒ ご使用中の電話・通信サービスに影響がないことを確認します

問 株式会社NTT-ME 福島フィールドサービスセンタ ☎024-990-1214